

## 実質化された人・農地プラン

市町村名		対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
桑名市	七取地区(香取、上之郷、西福永、東福永、平賀、古敷)		令和3年3月3日	

はじめに

桑名市北端にある七取地区（多度北地区）は、香取、上之郷、西福永、東福永、平賀、古敷の六つの集落から成る地区です。この七取地区的農地は、大きく次の4つの区域に分けられます。（図-1参照）

- ①七郷輪中の農地※1
  - ②山除川流域の農地※1
  - ③赤沢川流域の農地
  - ④市街化区域内の生産緑地
- この4つの区域の農地は、その農地の状況や管理方法が異なり（七郷輪中内は七取土地改良区が、山除川流域は境川土地改良区が管理）、その抱える課題も異なっています。そのため、「七取地区 人・農地プラン」は、七取地区的農地の約85%を占め、また大きな課題を抱える①七郷輪中内の農地※2を基本として策定することとします。そして、②山除川流域の農地と③赤沢川流域の農地については農地を集積集約する中心経営体のみについて定め、④市街化区域内の生産緑地は、このプランの策定区域から外すこととします。なお、七郷輪中内には農地区画を再整備し、既に実質化された区域もあるため、その区域は除きます。

※1：ここには飛び地として中須地区の農地があるため、これも含めたプランとします。

※2：七郷輪中の堤防付近には外周水路があり、この水路と堤防の間にある農地は一筆当たりの面積は狭く、また人家と人家の間にあります。農地の集積・集約化ができません。そのため、ここについても、中心経営体のみを定めることとします。

1 対象地区の現状

項目	全体 (七取地区)	内 七郷輪中	内 その他
①地区内の耕地面積	199.0ha	163.9ha	35.1ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	-	159.3ha	-
③地区内において今後中心経営体が引き受けける意向のある耕作面積の合計	-	163.9ha	35.1ha
④アンケート調査に回答した地区内の水田所有者又は水田耕作者の人数	-	224人	-
i うち現在自分・家族・親戚で耕作していると回答した人の割合	-	21%	-
ii うち今後自分・家族・親戚で耕作していきたいと回答した人の割合	-	11%	-
iii うち10年後に耕作する人は決まっていると回答した人の割合	-	48%	-

(備考)

アンケート調査結果 (七取土地改良区組合員 対象組合員数275人 内アンケート回答者数253人 (回答率92%))

農地中間管理機構の活用について

農地所有者は賃付	36%	農業をやめる人は賃付	27%	活用する必要なし	3%	分からぬ	27%	未回答	7%
農地基盤整備について									
・賛成(条件付き)	62%			反対	3%	分からぬ	28%	未回答	7%
中心経営体への農地集約について									
・賛成(条件付き)	62%			反対	1%	分からぬ	29%	未回答	8%

注1：全体 (七取地区)には、すでに実質化した上之郷地区を含みません (ただし、今後基盤整備が必要とされている区域は含みます)。

注2：③の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引き受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。ただし、地区内の農地面積を上回らないものとします。

注3：備考欄には、地区の現状に関するデータとして、七取土地改良区組合員に対して行ったアンケート調査による、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施などに関する意向を記載します。また、アンケート調査結果は添付資料に記載します。

注4：話し合いに活用した地図を、資料として添付します。

## 対象地区の課題

2

現在、中心経営体により、地域内の57%以上の農地が耕作されている。しかし、地権者単位で担い手と賃借されているため、大区画化が困難な区域が生じ、地区内の効率的・効果的な農業経営の大きな阻害要因となっている。そのため、地権者にとらわれない、ある一定区域ごとに担い手と賃借するシステムが求められている。

また、農地の賃借等のルールが明確になっていないことから、地権者の相続の際や担い手の経営移譲が発生した際の手続きに問題が生じる可能性がある。そのため、七取地区的農地が守られるために、地区内共通のルールを作成するのが望まれる。

さらに、昭和32年に現在の形に圃場整備された農地であるため、機械の大型化が進んだ現在、作業効率が悪い農地である。

①農地が1反割を基本とした小区画の農地であるため、機械の大型化が進んだ現在、作業効率が悪い農地である。

②幹線農道以外は幅1.5mの狭い農道であり、大型車の通行に支障を生じている。

③用排水兼用水路であり、そのため水田へ水を入れるにはポンプを必要とし、作業性が悪く、水管理が非常にし難い農地である。

このため、作付けできる作物、品種が限定され、さらに効率的、効率的、多角的農業の大きな阻害要因となっている。そのため、これらを解消できる農地基盤整備が必要である。

注1：「対象地区」は、七郷輪中内とします。

注2：「課題」欄には、「現状」をもとに話し合いを通じて提示された課題を記載しています。

3

## 対象地区における中心経営体への農地の集約化に関する方針

七取地区内の農地は中心経営体への集積が進んでいるものの、地権者単位で集積されているため大区画化が困難となっている。そのため、今後も中心経営体に集積を進めるとともに、ある一定の区域ごとに担い手と賃借するシステムとする。そして、これらを進めるうえでの課題を解決するために、

- 1) 農地の賃借料の均一化
- 2) 農地の大区画化
- 3) 農地の賃借は農地中間管理事業を利用
- 4) 農地基盤整備事業の実施

を進めていく。

注1：「対象地区」は、七郷輪中とします。

注2：「中心経営体」として、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確定と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等を位置付けています。